

■司法通訳人に求められる倫理観

●司法通訳人の役割

司法通訳人は、司法の場で必要とされる通訳を担います。司法の場といっても、広くとらえれば、裁判所の補助、弁護士の補助、準司法機関である検察官の補助と捜査機関の補助があります。さらに、民事事件においては、外国人と代理人である弁護士をつなぐ役割を果たすとともに、調停や訴訟の場などにおいて必要となる通訳・翻訳を、弁護士又は裁判所のために行う場合もあります。

刑事事件においては司法通訳人の役割こそが、外国人の人身の自由という人権を実質的に保障することにつながります。人身の自由である適正手続、不法な逮捕・抑留・拘禁からの自由、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利、証人審問権・喚問権、弁護人依頼権、自己負罪の拒否権といった人権を守るためには、司法通訳人が欠かせない存在です。

〔日本国憲法〕

31条：何人も、法律の定める手続によらなければ、その生命若しくは自由を奪はれ、又はその他の刑罰を科せられない。

33条：何人も、現行犯として逮捕される場合を除いては、権限を有する司法官憲が発し、且つ理由となつてゐる犯罪を明示する令状によらなければ、逮捕されない。

34条：何人も、理由を直ちに告げられ、且つ、直ちに弁護人に依頼する権利を与へられなければ、抑留又は拘禁されない。又、何人も、正当な理由がなければ、拘禁されず、要求があれば、その理由は、直ちに本人及びその弁護人の出席する公開の法廷で示されなければならない。

35条：何人も、その住居、書類及び所持品について、侵入、搜索及び押収を受けることのない権利は、第33条の場合を除いては、正当な理由に基いて発せられ、且つ搜索する場所及び押収する物を明示する令状がなければ、侵されない。

37条1項：すべて刑事事件においては、被告人は、公平な裁判所の迅速な公開裁判を受ける権利を有する。

2項：刑事被告人は、すべての証人に対して審問する機会を充分に与へられ、又、公費で自己のために強制的手続により証人を求める権利を有する。

3項：刑事被告人は、いかなる場合にも、資格を有する弁護人を依頼することができる。

被告人が自らこれを依頼することができないときは、国でこれを附する。

38条：何人も自己に不利益な供述を強要されない。

また民事事件においても、裁判を受ける権利を保障するためには、司法通訳人が欠かせません。

〔日本国憲法〕

32条：何人も、裁判所において裁判を受ける権利を奪はれない。

●司法通訳人に求められる通訳

司法通訳人には、正確な通訳が求められます。司法通訳人は、外国人が日本人と同じように裁判を受けるために通訳をするわけですから、日本語は外国語に、外国語は日本語に正確に通訳しなければ、日本人と同じように裁判を受けることができなくなります。

また、司法通訳人には忠実な通訳が求められます。思い込みや推測で勝手に言葉を付け加えたり、また省略したりすると、発言者の意図が正確に伝わらず、誤った発言につながることになり、答える方も正確に答えることができなくなります。

さらに、司法通訳人には、公正な通訳及び迅速な通訳が求められます。偏見をもって訳すことがないよう、また一方当事者の発言が時間を置かず他方当事者に伝わるよう、公正かつ迅速な通訳が求められます。

●司法通訳人と依頼者との関係

司法通訳人の依頼者は、通常、弁護士、当事者又は公的機関です。司法通訳人は、当然、依頼者の利益のために通訳をする義務を負っていますが、当事者と弁護士、当事者と裁判所、当事者と捜査機関といった当事者と司法関係者の間を取り持つ役割を担っているため、依頼者の利益だけを考えて行動すれば足りるというわけではありません。依頼者が弁護士であっても、被疑者・被告人の利益のために行動する必要が生じるでしょうし、依頼者が裁判所であっても、弁護士と被疑者・被告人との間の秘密交通を侵害するようなことがあってはなりません。また、依頼者が被疑者・被告人であっても、偏った通訳をすることはできません。

■ 司法通訳人の倫理

● 基本倫理

司法通訳人の使命は、通訳を通じた外国人の基本的人権の擁護です。司法通訳人が、質の高い通訳をすることにより、外国人が、司法の場において言葉の壁を乗り越えることができ、基本的人権が守られることとなります。

また、司法通訳人は、通訳という職務を担うにあたって、信義に従い、誠実かつ公正に職務を行う必要があります。司法通訳人が信義にもとる行動をとったり、不誠実な通訳をしたり、不公正な通訳をしたりすれば、外国人と弁護士、裁判所等との間の会話が成り立たず、関係者の利益を害する結果となります。

司法通訳人は、正確かつ忠実に通訳をしなければなりません。司法通訳人が、日本語を話す者と外国語を話す者との間の言葉の壁を取り払い、同一言語で話しているのと同様の状況を作り出すために存在するわけですから、通訳の対象となる発言が抽象的であれば抽象的に、具体的であれば具体的に伝える必要があります。不正確な通訳は、発言者の意図が伝わらない結果となりますし、言葉を言い換えたり、言葉を補ったりして通訳すると、間違った意図で伝わることになりかねません。

司法通訳人は、通訳をするにあたって、中立かつ公正な立場で通訳する必要があります。司法通訳人が一方に加担して通訳をすれば、発言者の意図と異なる趣旨で他方に伝わる可能性があり、司法通訳人の信用を害することにもなります。

司法通訳人は、法的な知識を有することが必要ですが、それはあくまで信義誠実に職務を行うため、また正確・忠実かつ中立・公正に通訳をするために身につけておく必要があるものであって、法律の専門家ではありませんので、司法通訳人として行動する際に、法的な助言をすることは禁止されます。

司法通訳人は、弁護士の補助者として、また裁判所や公的機関の補助者として、通訳をするにあたり、関係者の秘密やプライバシーに触れることが多くありますが、依頼者でないからといって、司法通訳人として接した関係者の秘密やプライバシーをないがしろにしてはいけません。司法通訳人が通訳をするに際し、接した関係者の秘密やプライバシーをないがしろにすれば、司法通訳人に対する信用はなくなります。

司法通訳人は、通訳を通じて外国人の基本的な人権を擁護する使命を有し、司法における重要な役割を担っていることを意識して、品位を保つよう心掛ける必要があります。

司法通訳人は、刑事事件では、被疑者と弁護人の間に立ち、弁護人と同等の情報を得ることになりますし、公判段階でも、弁護人接見に同行することにより法廷に顕れない弁護人と被告人との間の秘密にも接することになりますし、民事事件においても、弁護士の考えや助言内容などを知ることのできる立場にいます。また、裁判所その他の公的機関においては、裁判官や検察官、警察官等の意見や考え方、捜査情報などを知ることのできる立場にいます。そこで、通訳人は、依頼者だけでなく、通訳を必要とする者の職務及び利益を害してはならない義務を負います。

司法通訳人が質の低い通訳を提供することにより、被告人の刑が重くなったり、無罪であるものが有罪になったり、認めていない事実につき認める供述調書ができたりすることになります。司法通訳人が、司法通訳人として誇りをもって職務を全うするためには、通訳能力を一定の水準に保つ必要があります。そこで、司法通訳人は、通訳能力を向上する努力をする必要があります。

●依頼者との関係における倫理

司法通訳人は、司法通訳を通じて依頼者の秘密に接することになります。依頼者が真実を述べ、または安心して司法通訳を依頼するためには、司法通訳人が秘密を守ってくれるという信頼がなければなりません。そこで、司法通訳人は、依頼者の秘密を保持する必要があります。

また、司法通訳人は、中立・公正な立場に立ち、依頼者との間でのトラブルは極力回避する必要があります。そのため、依頼者との間で金銭の貸借があったり、保証人になったりするなど依頼者と司法通訳という職務を超えて関係をもつと、司法通訳人としての中立・公正な立場を保つことができなくなるばかりか、トラブルを起こすことにより、司法通訳人に対する信頼も失ってしまいます。そこで、司法通訳人は、依頼者との間で金銭貸借、保証及び取引といった関係をもつことが禁止されます。

司法通訳人は、司法通訳人に対する信頼と司法通訳への信頼のため、依頼者と金銭貸借などの取引関係に立ってはならないだけでなく、依頼者とは司法通訳という

職務の範囲での関係に留め、中立性を保持する必要があります。

司法通訳人は、依頼者と他の依頼者の利益が相反する場合や、自己の利益が相反するような場合、職務を行ってはなりません。また、弁護士が依頼者である場合には、弁護士に対する依頼者との関係でも同様のことが言えます。

●刑事事件における倫理

司法通訳人は、被疑者及び被告人の人権擁護のため、被疑者又は弁護人からの依頼により、刑事事件に関与します。そこで、司法通訳人は、被疑者及び被告人の防御権を擁護するため、最優先で通訳・翻訳をすべきです。

また、司法通訳人は、弁護人と被疑者・被告人との間の会話をすべて聞くことになるので、弁護人に秘密交通権があることを前提として、弁護人の権利・利益を保護する必要があります。

司法通訳人は、国選弁護人の司法通訳人となる場合、国から対価を受領して職務を行うので、国からの対価以外から対価を受領してはいけません。

●民事事件における倫理

民事事件においても、司法通訳人は当然のことながら、依頼者の権利を擁護する義務があります。

また、司法通訳人は、依頼者が第三者とコミュニケーションをとるために、その職務を行うのであって、相手方との交渉をしたりする権限まではありません。司法通訳人は、依頼者の代理人となって相手方と交渉するなどといった行動は慎む必要があります。

さらに、司法通訳人は、法律援助事件などの場合、法テラスなどの事務所から通訳費用を受領していることから、依頼者との間で対価を受領してはいけません。

